

指定番号 福岡県介護保険広域連合 4078800010

居宅介護支援重要事項説明書
＜令和 7年 6月 1日現在＞

1 当苑が提供するサービスについての相談窓口

電話 0944-76-5555

担当 武末 京子

ご不明な点は、なんでもお尋ねください。

2 敬和苑ケアプランサービスの概要

① 居宅介護支援事業者の指定番号及びサービス提供地域

事業所名	敬和苑ケアプランサービス
所在地	福岡県柳川市大和町栄220番地の2
介護保険指定番号	居宅介護支援(福岡県介護保険広域連合4078800010)
通常の実施地域	柳川市(旧柳川市・三橋町・大和町) みやま市(旧瀬高町・高田町) 通常の実施地域以外であれば別途交通費が発生します。
管理者名	武末 京子

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください

② 同事業所の職員体制

	常勤	非常勤	業務の内容
管理者	1名		
介護支援専門員	4名		居宅介護支援 1名は管理者兼務
事務職員	1名		

③ 営業時間

平日	午前9時～午後6時
土・日曜日	午前9時～午後6時

※年中無休

上記営業時間以外は、宿直者で受け付けし、翌営業日に対応を行います。

24時間体制で電話による受付を行っております。 (0944-76-5555)

④ 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

介護サービス作成依頼 → 問題の特定・ニーズの把握 → アセスメント →
介護サービス計画作成 → 利用者の承諾 → ケアプランに応じたサービス利用

3 利用料金

① 利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

指定介護に関する利用料金について、事業者が法律の規定に基づき、介護保険から利用料金に相当する給付を受ける場合（法定代理受領）は、利用者の自己負担はありません。ただし、利用者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険から利用料金に相当する給付を受ける事が出来ない場合は、利用料金として1か月の支援計画料の金額をいったんお支払いください。

当事業所からは、指定居宅介護支援提供証明書及び領収書を交付いたします。後日、このサービス提供証明書と領収書を居住地の介護保険の窓口に提示いただきますと全額払い戻しを受けることができます。

利用料金

基本料金	改定前	改定後
要介護1・2	10、760円/月	10、860円/月
要介護3・4・5	13、980円/月	14、110円/月

※同一建物に居住する利用者

指定居宅介護支援に事業所の所在する建物と同一の敷地内、隣接する敷地内の建物又は指定居宅介護支援事業所と同一の建物に居住する利用者
所定単位数の95%を算定

初回加算

3、000円

新規に居宅サービス計画を作成する利用者、又は要介護状態区分が2区分以上変更された利用者に対して指定居宅介護支援を行った場合加算

入院時情報連携加算（Ⅰ）

2、500円

利用者が入院した日のうちに、当該病院又は診療所の職員に対して、当該利用者に係る必要な情報提供を行った場合に算定

（営業終了後又は営業日以外の日に入院した場合は、入院日の翌日を含む）

入院時情報連携加算（Ⅱ）

2、000円

利用者が入院した日の翌日又は翌々日に、当該病院又は診療所の職員に対して、当該利用者に係る必要な情報提供を行った場合に算定

（営業時間終了後に入院した場合であって、入院日から起算して3日目が営業日でない場合は、その翌日も含む）

退院・退所加算

退院・退所に当って、当該病院・診療所・地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報を受けた場合3回まで算定できる。ただし、1回は病院・施設のカンファレンスに出席し、退院後の療養上に必要な説明を受け、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行

う事が必要

	カンファレンス参加 無	カンファレンス参加 有
連携1回	4、500円	6、000円
連携2回	6、000円	7、500円
連携3回	×	9、000円

通院時情報連携加算

500円/月

利用者が病院又は診療所において医師又は歯科医師の診察を受ける時に介護支員が同席し、医師又は歯科医師等に対して当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報提供を行うとともに、医師又は歯科医師等から当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画（ケアプラン）に記録した場合に算定（利用者一人につき1月に1回の算定を限度とする）

緊急時等居宅カンファレンス加算

2、000円

病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の医師又は看護師等と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて、当該利用者に必要な居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合

※上記の料金については介護保険制度から全額給付されます。ただし保険料の滞納等により、保険給付が直接事業者を支払われない場合には基本料金と一緒に頂き、当事業所からサービス提供証明書を発行します。このサービス提供書を後日、市町村（保険者）の窓口に提出しますと、前額払い戻しを受けられます。

② 交通費

前記2の①のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は、介護支援専門員がおたずねするための交通費の実費が必要です。

② 解約料

基本的に契約を解約する場合は、一切料金がかかりません。

4 居宅介護支援の内容

①居宅介護支援の内容

・アセスメント

利用者宅を訪問し、利用者の心身の状況や生活環境などを把握し、課題を分析します。

・サービス調整

アセスメントの結果を踏まえ、利用する介護サービス事業等への連絡調整を行います。

- ・ケアプラン作成
介護サービス等を利用するためのケアプランを作成します。
- ・サービス担当者会議
介護サービス事業者等が集まり、ケアプランの内容等について話し合います。
- ・モニタリング
少なくとも1月に1回は利用者との面談を行い、利用者の心身の状態やケアプランの状況等について確認します。
- ・給付管理
ケアプラン作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出援助します。
- ・要介護認定申請に係る援助
利用者の要介護認定の更新申請や状態変化に伴う区分変更申請を円滑に行えるように援助します。利用者が区分変更申請を希望する場合、要介護認定の申請を代行します。
- ・介護保険施設等の紹介
利用者が自宅での生活が困難になった場合や利用者が介護保険施設等の入所を希望した場合、利用者に介護保険施設等に関する情報を提供します。

② テレビ電話装置等を活用したモニタリングの実施

テレビ電話装置等を利用したモニタリングの実施方法及びメリット、デメリットは以下の通りです。

同意欄	説明
☐	利用者の状態が安定している事を前提として実施します。
☐	実施にあたっては、主治医及びサービス事業所等の合意を得ます。
☐	2月に1回は利用者の居宅を訪問して面接を行います。
☐	移動が不要であるため、ケアマネジャーとの日程調整が容易になります。
☐	訪問者を自宅に迎え入れないため、利用者の心理的負担が軽減されます。
☐	感染症が流行している状況でも、非接触での面接が可能になります。
☐	利用者の健康状態や生活環境については、画像越しでは確認が難しいことから、サービス事業所の担当者から情報提供を受けます。

③ 居宅介護支援の業務範囲外の内容

介護支援専門員は、ケアプランの作成やサービスの調整等を行いますが、下記に示すような内容は業務範囲外となります。これらの要望に対しては、必要に応じて他の専門職等を紹介します。

居宅介護支援の業務範囲外の内容

- ・救急車への同乗
- ・入退院時の手続きや生活用品調達等の支援
- ・家事の代行業務
- ・直接の身体介護
- ・金銭管理

5 サービスの利用方法

① サービスの利用開始

まずは、お電話でお申し込みください。当苑介護支援専門員がお伺いします。
契約を締結したのち、サービスの提供を開始します。

② サービスの終了

(1) 利用者の都合でサービスを終了する時

解約希望の7日前までに文書でお知らせくだされば解約できます。

(2) 当苑の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合は、終了1ヶ月前までに文書でお知らせするとともに、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介します。

(3) 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了します。

- ・ 利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、要支援認定または、非該当（自立）と認定された場合
- ・ 利用者が死亡した時

(4) その他

利用者や家族などが当苑や当苑の介護支援専門員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただくことがあります。

③ サービス利用に関する留意事項

(1) 利用者及び利用者の家族等の禁止事項

- ・ 職員に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）
例）殴る蹴る/コップを投げる/つばを吐く
- ・ 職員に対する精神的暴力（個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、咎めたりする行為）
例）大声を発する/怒鳴る/職員に嫌がらせをする/理不尽なサービスを要求する
- ・ 職員に対するセクシャルハラスメント（性的ないやがらせ行為）
例）必要もなく体を触る/抱きしめる/あからさまに性的な話をする

(2) サービス契約の解除

- ・ 支援事業者は、上記に掲げるいずれかの禁止行為により、職員の心身に危害が生じる、又は生じる恐れのある場合にであってその危害の発生、又は再発生を防止する事が著しく困難である等により、利用者に対して介護サービスを提供する事が著しく困難になった際は、サービス契約を解除する事が出来ます。
- ・ 利用者や家族等が支援事業者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は文書で通知する事により、即座にサービスを終了させていただく事があります。

5 敬和苑ケアプランサービスの特徴等

① 運営の方針

支援事業所の介護支援専門員は、事業の提供にあたっては、次の事項に努めるものとする。

- (1) 要介護状態になった場合においても、利用者が可能な限りその居室においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮します。
- (2) 利用者の心身の状況、そのおかれている環境に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効果的に提供されるよう配慮します。
- (3) 利用者の意思及び人格を尊重し、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行うこと。利用者又は家族はケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求める事が可能である事や当該事業所をケアプランに位置付けた理由の説明を求める事が可能でその際には十分な説明を行います。
- (4) 事業の運営にあたっては、関係市町村、在宅介護支援センター、他の居宅支援事業者、介護保険施設等との連携に努めるものとします。

事業の目的

社会福祉法人やまと医正会が開設する居宅介護支援事業所が指定居宅介護支援事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態または要支援状態にある利用者に対し、適切な指定居宅介護支援を提供する事を目的とします。

② サービス利用のために

事 項	有 無	備 考
調査（課題把握）の方法	—	包括的自立支援プログラム
介護支援専門員の変更	○	変更を希望される方はお申し出ください。
介護支援専門員への研修の実施	○	資質向上のための研修を適宜実施します。
その他		

※居宅サービス等の利用に向けて介護支援専門員が利用者の退院時等にケアマネジメント業務を行ったものの利用者の死亡によりサービス利用に至らなかった場合にモニタリングやサービス担当者会議における検討等必要なケアマネジメント業務や給付管理の為の準備が行われ、介護保険サービスが提供されたものと同等に取り扱う事が適当と認められたケースについて、居宅介護支援の基本報酬の算定を行う。

6 虐待防止に関する事項

利用者の尊厳の保持や人格の尊重、人格の尊重の観点から、虐待の発生やその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施等の担当者を定め取り組めます。

7 感染症の予防及び蔓延防止のための措置

感染症の発生や拡大を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修との担当者を定め取り組めます。

8 業務継続計画の策定

感染症や災害発生時においても、業務を継続、又は早期に業務再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練等の実施に取り組めます。

9 事故発生時の対応

利用者に対する指定居宅介護支円の提供により事故が発生した場合は、市区町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。又利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償します。

10 サービス内容に関する苦情

① 敬和苑利用者相談・苦情窓口

当苑の居宅介護支援に関するご相談・苦情及び居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

担当 武末 京子 電話 0944-76-5555

※ 受付に意見箱を設置していますので、そちらもご利用ください。

② その他

当苑以外に、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

福岡県国民健康保険団体連合会	電話 092-642-7859
柳川市役所 福祉課 高齢者福祉係	電話 0944-73-8111
柳川市役所 大和庁舎 市民サービス課 福祉係	電話 0944-76-1111
柳川市役所 三橋庁舎 市民サービス課 福祉係	電話 0944-72-7111
みやま市役所 みやま市介護健康課 介護保険係	電話 0944-64-1555
福岡県介護保険広域連合	電話 092-643-7055
福岡県介護保険広域連合 柳川支部	電話 0944-75-630

11 敬和苑の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 やまと医正会
代表者役職・氏名	理事長 中村 勝昭
所在地・電話番号	福岡県柳川市大和町栄220番地の2 0944-76-5555
定款の目的に定めた事業	1、 特別養護老人ホーム 2、 ケアハウス

- 3、 短期入所生活介護及び
介護予防短期入所生活介護
- 4、 通所介護及び介護予防通所介護
- 5、 居宅介護支援
- 6、 認知症対応型共同生活介護

設立年月日

平成 7 年 1 2 月

1 1 その他

- (1) 指定居宅介護支援提供に当たっては、懇切ていねいに対応を行います。
又、サービスの提供方法などについて、理解しやすいように分かりやすい説明を心がけます。
- (2) 利用者の居宅へ訪問し、利用者及び家族との面接により、その有する能力、置かれている環境、解決すべき課題を適切に把握し、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援します。
- (3) 居宅サービスが特定の種類、事業者（法人）に不当に偏るような誘導又は指示を行いません。
- (4) そのため、利用者が希望するサービス、地域等をお聞きした上で、市町村の事業所一覧や介護サービス情報公表システムなどを最大限活用し、希望に当てはまる事業所（サービス）を複数提示します。又、パンフレット等を用いる場合でも必ず複数の事業者のものを提示し説明します。
- (5) 居宅サービス計画の作成に当たって、利用者から複数のサービス事業所の紹介を求めていただく事や、サービス計画原案に位置付けたサービス事業者の選定理由を求める事ができます。
- (6) その他、利用者自ら医師による選択に資するよう、地域のサービス事業者等に関する情報を提供します。
- (7) ケアプラン原案を作成した際、必ずその内容について説明し、同意を得ます。
その後、作成したケアプランについて利用者へ交付します。
- (8) なお、利用者が病院又は診療所に入院する必要生じた場合には、利用者の担当介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えていただきますよう、よろしくお願いします。
- (9) 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業所から利用者に係る情報を受けた時その他必要と認める時は、利用者の服薬状況、航空機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供します。「主治の医師」については、要介護認定の申請の為に主治医意見書を記載した医師に限定されていません。
- (10) 利用者が医療サービスの利用を希望されている場合は、利用者の同意を得て主治の医師等に意見を求めます。又、介護支援専門員はその意見を踏まえて居宅サービスの計画を作成した際は、意見を求めた医師等に当該居宅サービス計画を交付します。

附則 この規定は、令和 7 年 3 月 1 日より、施行する。

居宅介護支援 サービス利用割合率の説明

- ① 前6ヶ月に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護	22%
通所介護	67%
地域密着型通所介護	—
福祉用具貸与	46%

- ② 前6ヶ月簡易作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供された者の割合

訪問介護	アップルハート柳川立花 20%	りんごの樹 19%	久々原調剤薬局訪問介護 12%
通所介護	敬和苑サービス 第二敬和苑サービス 70%	サービスセンター勝雄 13%	そよかぜ 8%
地域密着型通所介護	—	—	—
福祉用具貸与	サンコー 41%	快援隊介臨丸 20%	みらい介護サービス 17%

- ③ 判定機関 (令和 6年度)
☐前期 (3月1日から8月末日)
☒後期 (9月1日から2月末日)

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に
基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 福岡県柳川市大和町栄220番地の2
名称 敬和苑ケアプランサービス 印

説明者 所属
氏名 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要事項の
説明を受け、居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

利用者 住所
氏名 印

(代理人) 住所
氏名 印

(続柄)